

地盤補強すれば大丈夫？

地盤解析・地盤保証で日本一の実績を持つJHSの方に聞きました。地盤事故のうち一番多いのは「盛土」で28.2%、二番目は「擁壁」で25.4%、三番目が「不適切な地盤改良工事」で19.1%になるそうです。県内では「コストが安い」という事で、「砕石パイル」を採用することが多いそうですが、地盤改良するには事前の地盤解析でその地盤の状況を把握し、建設する建物に見合った基礎設計と地盤改良工法の選択が重要ということです。専門家に相談の方がよさそうです。

地盤調査は①スウェーデン式サウンディング調査（SWS、SDS）（木造住宅で一般的に使われる方法です。簡単で低コストだが土質判定はできない。土質判定までする場合はSDS）②ボーリング調査（高精度だが高コストの為、ビルやマンション建設で使われる）③表面波探査法（SWSとボーリング調査の中間位の精度とコストがかかる。）等があります。

地盤改良工法には ①置換系（砕石パイル・等） ②セメント改良系（深層混合改良・等） ③PCパイル系（摩擦抵抗増大を目的とした特殊形状のコンクリート柱・等） ④木質杭系（環境パイル・松杭） ⑤鋼管杭系（鋼管先端を特殊形状にした工法・等） ⑥その他……いろいろな工法がありますが、それぞれ特徴があります。過剰設計や過小設計にならないよう、しっかり調査して、適正なコストで安心できる地盤改良をしたいものです。

合法木材供給認定事業者研修会が開催されました

現在、合法木材証明は求められた時にのみ発行していることが多いようです。本来はすべての取引において合法木材証明書を発行する必要があり、伐採届から順次合法木材証明書を次業者へ発行し、受領した業者は5年間、その証明書を保管しなければなりません。流通途中で非認定業者が介在した木材は合法的に伐採されていても非合法材となります。

【情報】

木材利用ポイント発行申請はお済ですか？

H26.9.30までに着工した物件でまだ木材利用ポイント発行の手続きがお済でない方はお早めに申請してください。申請期間はH27.5.31までとなっておりますが、申請が木材利用ポイントの上限に近づいております。その為、現在行われている各県での受け付けは3月末までとなり、4月以降は本部へ直接郵送による受付となりました。予定に達した時点で締め切りとなります。遅くなると、郵送してもポイントを貰えない事もありそうです。

【定休日】

3月は1, 8, 14, 15, 21, 22, 28, 29日となります

4月は6, 11, 12, 18, 19, 25, 26日となります

宜しくお願いします。

（お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで）

